|  |
| --- |
| 収　入  印　紙 |

　　　　　　選挙運動用ポスター作成契約書

　根室市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品名　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条に規定するポスター

２　数量　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　金　　　　　　　　　　　　　円（単価　　　　　　　円　　　　銭）

　　うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　金　　　　　　　円

４　納入期限　　令和　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約書に基づく契約金額については、乙は、根室市議会議員及び根室市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年根室市条例２６号）に基づき根室市に対し請求するものとし、甲はこれを必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、根室市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は根室市には請求できない。

６．その他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　根室市議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印